



2026年5月13日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉
取引所 東証プライム (6594)
所在地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 渡邊 啓太
電 話 (075) 935-6150

当社及びグループ会社における品質に関する不適切行為の疑いと 外部専門家で構成される調査委員会の設置に関するお知らせ

2025年10月30日付で設置した「ニデック再生委員会」による内部管理体制の改善の一環として、各生産拠点における従業員へのヒアリング、工程変更・設計変更等に関する記録の照合、及び全従業員を対象とした品質管理に関する懸念の情報提供を受け付ける通報窓口の開設等の方法による品質総点検を実施したところ、このたび、当社及びグループ会社が製造する一部の製品について、お客様の確認を受けずに行われた部材・工程・設計等の変更等の不適切行為の疑い（以下「本事案」）が判明いたしました。

お客様をはじめ、株主、投資家など関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

本事案が判明した製品に関係するお客様に対しては、ご連絡とご説明を順次開始しています。現時点において、直ちに製品機能・安全性に影響する事象は確認されておりませんが、今後も確認された事案に関し、技術的な検証や、品質内部管理体制の改善・見直しを含め適切に対応してまいります。

当社は、より詳細な事実関係の解明、原因の究明及び製品品質へのコミットメントを強化するための実効的な改善策の検討のためには、同種事案の調査に豊富な経験や専門性を有する外部専門家による客観的な調査が必要であると判断し、下記3の構成による調査委員会を本日付で設置いたしました。今後、当社は、調査委員会の調査に全面的に協力するとともに、調査委員会による調査と併せて、当社内に改善推進本部を立ち上げ、お客様との適時適切なコミュニケーションを行うとともに、実効的な再発防止策を検討・実施いたします。



記

1. 事案発覚の経緯

当社は、2026年4月27日に公表した「改善計画・状況報告書（改訂版）」に記載のとおり、当社及びグループ会社において生じた不適切な会計処理の疑いを受け、2025年10月30日付で「ニデック再生委員会」を設置し、内部管理体制の改善を進めております。

その一環として、品質管理体制及び変更管理プロセスの実態を確認し、品質面での課題の把握、必要な是正措置並びに再発防止策の検討につなげることを目的に、当社グループの生産拠点・開発拠点を対象とした品質総点検を2026年1月8日より開始しました。

各生産拠点における従業員へのヒアリング、工程変更・設計変更等に関する記録の照合、及び全従業員を対象とした品質管理に関する懸念の情報提供を受け付ける通報窓口の開設等を実施し、過去2020年にまで遡って当社グループの生産活動に関する自主的な点検を進めてまいりました。

品質総点検は現在も継続中ですが、これまでの点検の結果、当社グループの複数の生産拠点において本事案が判明しました。

これを受け、本事案に関する事実関係の解明、原因究明及び製品品質へのコミットメントを強化するための実効的な改善策の検討のためには、同種事案の調査に専門性を有する外部専門家による客観性を担保した調査が必要であると判断し、本日開催の取締役会において外部専門家で構成される調査委員会の設置を決議いたしました。

2. 現時点で把握している本事案の内容（2026年5月13日時点）

本日時点で、当社グループで検出された事案の大半（96.7%）は、お客様の確認を受けずに行われた部材・工程・設計等の変更となります。その他には、試験・検査データに関する不適切な取扱いや、生産地に関する不適切な表記等が確認されております。

なお、現時点において、直ちに製品機能・安全性に影響する事象は確認されておりません。今回の点検で判明した事案に関してはお客様へのご連絡とご説明を順次開始しております。

事業別にみた状況としては、家電は、当社の家電産業事業本部グローバル・アプライアンス（ACIM・GA）、ニデックインスツルメンツ、ニデックテクノモータを中心として、車載は、ニデックインスツルメンツを中心として、部材・工程・設計等の変更についてお客様の確認を受けずに行われた事象が複数確認されています。ITについては、一部の不適切事案の疑いが確認されています。AI冷却システムにおいては、不適切事案は確認されておりません。また、産業系、インフラ系、機械系の製品においても、不適切事案は確認されておりません。このように、事業によって状況に違いはありますが、今後も確認された事案に関して技術的な検証、品質内部管理体制の改善・見直しを含め適切に対応してまいります。



3. 調査委員会の設置

①調査委員会設置の目的と今後の方針

本事案に係るより詳細な事実関係の解明及び原因の究明のための客観的な調査を行うとともに、その結果に基づく製品品質へのコミットメントを強化するための実効的な再発防止策の提言を受けるため、同種事案の調査に豊富な経験や専門性を有する外部専門家から構成される調査委員会を本日付で設置いたしました。

当社は、調査委員会の調査に全面的に協力してまいります。調査の進捗によって前後する可能性はあるものの、調査委員会による調査は2026年8月末を目途に完了する予定です。また、調査の過程で公表すべき事項が判明した場合には、適時適切にお知らせいたします。

②調査委員会の構成（敬称略）

- 委員長 伊丹俊彦（弁護士 WIN 法律事務所）
- 委員 幕田英雄（弁護士 銀座中央法律事務所）
- 委員 河合健司（弁護士 東京リベルテ法律事務所）

各委員は、当社及びグループ会社との間に直接的な利害関係はございません。

③調査委員会への委嘱事項

- (1) 当社およびグループ会社における本事案及び類似事案に係る事実関係の調査
- (2) 本事案及び類似事案の原因分析及び再発防止策の提言
- (3) その他、調査委員会が必要と認めた事項

4. 今後の対応

本事案を確認した製品に関連するお客様に対しては、個別にご説明の上、今後の対応を協議させていただきます。

お客様をはじめ、株主、投資家など関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

当社及びグループ会社は、調査委員会による調査に全面的に協力するとともに、調査委員会による調査と併せて、当社内に改善推進本部を立ち上げ、お客様との適時適切なコミュニケーションを行うとともに、実効的な再発防止策を検討・実施いたします。



5. 業績への影響

本事案による業績への影響につきましては、今後の調査委員会による調査結果を踏まえ、精査する予定です。

以上

【補足】品質総点検の概要

目的	当社グループの品質管理における不適切行為の有無を確認すること
対象	当社グループの生産拠点・開発拠点
期間	2026年1月より開始 点検対象期間：2020年4月～2026年1月
手法	①拠点ヒアリング： 各生産拠点における従業員へのヒアリング ②自己チェック： 工程変更・設計変更等に関する記録と顧客報告履歴との照合 ③品質意見箱： 全従業員を対象とした品質管理に関する懸念の情報提供を受け付ける通報窓口の開設